

答弁書第三〇号

内閣参質一七六第三〇号

平成二十二年十月二十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員山谷えり子君提出先島諸島の防衛力増強に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出先島諸島の防衛力増強に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、与那国島への陸上自衛隊の部隊配備を含む先島諸島における防衛態勢の整備については、我が国を取り巻く安全保障環境等を十分に踏まえて検討していく考えである。

この検討の一環として、防衛省は、平成二十三年度予算概算要求において、先島諸島一帯の現地の状況等を詳細に把握するために必要な経費として約三千万円を計上している。

三について

御指摘の「国境離島振興法」がどのようなものを指すのか必ずしも明らかではないが、現在、先島諸島を含む離島の振興については、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）等に基づき、生活基盤や産業基盤の整備の観点から公共事業の補助率のかさ上げ等の様々な措置を講じるなど、いわゆるハード及びソフト両面にわたり、施策を講じているところである。

政府としては、引き続き、地元からの要望等を踏まえ、沖縄振興特別措置法、離島振興法等に基づき、

先島諸島を含む離島の振興を図ってまいりたい。

四について

御指摘の「領海警備法」がどのようなものを指すのか明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、海上保安庁としては、領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成二十年法律第六十四号）に基づき、我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともに、その不審な行動を抑止し、もって領海等の安全の確保を図っているところである。